

## 遺産動機と消費税

Barbara H. Fried, *Who Gets Utility from Bequests? The Distributive and Welfare Implications for a Consumption Tax*, 51 STAN. L. REV. 641-81 (1999)

### I. 主題の例解

リアが愛娘コーデリアに遺産を残すとき、遺産から効用を得るのは誰か。リアか、コーデリアか、コーデリアの子孫か。誰が遺産から効用を得ると考えるかによって、貯蓄課税の評価が異なってくる。本論文はこの点に着目し、所得税から消費税への移行が所得分配上および資源配分上どのような効果をもたらすかを、遺産動機別に論じたものである。

本論文では明示的に定義されていないが、ここで消費税 (consumption tax) とは、直接税タイプのものを念頭においている。一般に、直接税タイプの消費税には、2つの方式がある。1つはキャッシュ・フロー税 (cash-flow tax) であり、当年度の収益(労働所得と資本所得の両方)を課税ベースに算入し、貯蓄に充てた部分を課税ベースから控除することによって、各年度の消費を直接に課税するものである。いま1つは利子非課税方式 (yield-exempt version) であり、貯蓄に充てたか消費に充てたかを問わず労働所得を稼得時にフルに課税ベースに算入し、かつ、利子や配当等の資本所得を課税ベースから除外するものである。前者は消費のみに課税し、後者は労働所得のみに課税する。一定の条件の下で、両者は現在価値に換算して等しい租税負担をもたらす。

この意味における消費税は、貯蓄に対して課税しない。この点で、所得税と大きく異なる。所得税の下では、リアは労働所得に対して毎年課税され、税引後の貯蓄から生ずる資本所得に対してさらに課税される。消費税の下では、貯蓄に充てた部分を課税ベースの測定上控除するか、あるいは、資本所得を課税ベースから除外するから、貯蓄に課税が及ばない。そこで問題となるのが、遺産の扱いである。消費税の下では、リアが生前に消費することなくコーデリアに残す貯蓄、すなわち遺産については、コーデリアあるいはその子孫が最終的に消費する時点まで、課税が繰り延べられる。これをどう評価するかは、所得税と消費税をめぐる議論の焦点とされてきた。本論文は、誰が遺産から

効用を得るかという新しい視点を導入し、この基本論点を再検討するものである。

このように、本論文の関心は、理論的な側面にある。そのため、純粋なモデルとして、包括的な所得税と、直接税タイプの包括的な消費税とを比較している。消費税といつても、消費型付加価値税を論題としているわけではない。ましてや、日本の実定制度である「消費税」について論じたものではない。なお注意すべき点として、本論文は、所得税から消費税への移行を論ずる上で、遺産税の存在をひとまず度外視している。

## II. 本論文の位置づけ

著者のフリード教授は、1987年以来、Stanford Law School で教鞭をとっている。1992年の論文「公正と消費税」では、消費税が所得税よりも公正であるという主張を3類型に整理して吟味し、いずれの主張にも理由がないと結論した (Fried, *Fairness and the Consumption Tax*, 44 STAN. L. REV. 961 (1992))。所得税と消費税のいずれが望ましいかをめぐっては、1970年代後半に広範な論争が闘わされ、なかでもアンドルーズ教授とウォーレン教授の間の議論が有名である。フリード教授の1992年論文は、この論争を一步進め、所得税と消費税の違いをより厳密に描きだした。

1998年に発表されたバンクマン教授との共著論文「消費税への移行における勝者と敗者」は、所得税から消費税への移行が所得分配上どのような効果をもたらすかにつき、通念に果敢に挑戦した (Bankman and Fried, *Winners and Losers in the Shift to a Consumption Tax*, 86 GEO. L. J. 539 (1998))。すなわち、所得税を消費税に変更すると、豊かな者よりも貧しい者がより重い負担を負うことになる、というのが通例の考え方である。この考え方に対して、3つの点で修正が必要であると主張した。第1に、投資リターンは5つの構成要素に分かれるところ、所得税と消費税によって取扱いが異なるのは、5つの構成要素のうち2つにすぎない。第2に、年度所得ではなく生涯所得の観点にたつと、消費税は通常考えられているほど逆進的ではない。第3に、移行措置を講じないまま消費税に転換すると、税制改革時にすでに投資されていた資本に対して課税が及ぶことになる。これらの指摘が正しいとすると、所得税から消費税への移行は、世上信じられているほど逆進的な効果をもたらさないことになるか、あるいは、逆進性の程度が移行措置のありように依存することになる。重要な知見といえよう。

本論文は、これらの業績の延長線上にある。所得税から消費税への移行の影響を論じる点で、1998年の共著論文と、本論文とは、同じ問題関心を有している。1998年の共著論文は、所得分配上の効果に焦点をしぼっており、また、遺産動機について簡単に触れるにとどまっていた。これに対して、本論文は、遺産動機に関する仮説を詳しく検討し、所得分配上・資源配分上の効果をあわせ論じている。

## III. 本論文の概要

本論文の内容は、大要次の通り。

世代を超えて遺産の形で移転する民間貯蓄は、米国の資本ストックの大きな部分を占

めている。ほとんどの遺産は、相続人によって消費し尽くされるわけではなく、後継世代に移転するにつれ規模がふくらんでいく。遺産は、富裕層に圧倒的に集中している。

それでは、遺産から効用を得るのは誰か。この問題に答えるためには、人がなぜ遺産を残すか、すなわち遺産動機 (bequest motive) について検討することが必要である。

遺産動機には、3つの主要なモデルがある。その第1は利他主義モデル (altruistic model) であって、人は全くの寛大さを動機として家族構成員に遺産を与えるという仮説である。第2は予防貯蓄モデル (precautionary savings model) であって、不測の事態に備えるために貯蓄したが、生前に消費し尽くさなかつた残余が、結果的に遺産として残されるという仮説である。第3は交換モデル (exchange model) であって、親が子に遺産を残すのは、老齢期に子から世話を受けることとの交換であるという仮説である。

これらのうち単一の動機だけで遺産行動を説明することは不可能である。遺産行動は所得階層によってかなり違っているし、同一所得階層内においても貯蓄パターンと貯蓄動機はまちまちである。複数の動機を同時に併存することもありえ、動機の中には伝統的な経済モデルに収まらないものもある。

しかしながら、上述の遺産動機のうちどれが重要と考えるかによって、財政政策の評価に大きな違いがでてくる。たとえば、政府が国債を発行することが次世代に負担を及ぼすか否かは、各世代が利他主義によって結ばれているかどうかに依存する。年金制度の効果を予測する上でも、遺産動機は意味をもつ。相続税の効果については、退職に備えた貯蓄のうち消費し尽くさない残余の部分が結果的に遺産として残されると考えれば、相続税は貯蓄にあまり影響を及ぼさないことになる。これに対し、人々が利他主義に基づいて遺産を残したり、老後の世話を対価とする暗黙の交換として遺産を残すという仮説の下では、相続税は貯蓄行動に大きく歪みを与えることになる。

同様にして、遺産動機についてどのような仮説をとるかは、所得税から消費税への移行の効果を評価するにあたって重要な意味をもつ。まず、どの仮説の下でも、消費税の下では所得税の下におけるよりも遺産が増えるものと予想される。次に、消費税への移行は、各仮説の下で以下のように評価される。ここでは表現の簡単のため、遺産を残す者を「親」、遺産を受け取る者を「子」と表記する。

交換モデルによると、遺産が増えるということは、親が子から購入する財やサービスの量が増えることを意味する。そして、そのような財やサービスから生ずる効用は親が排他的に消費する。したがって、所得税から消費税への移行に伴って税引後の貯蓄収益率が増加すると、それは親の世代によってのみ排他的に享受される。

これに対して、標準的な利他主義モデルによると、親は、自分の子に喜びを与えること自体に喜びをおぼえるのであるから、遺産から非排他的な効用を得る。その結果、消費税の下で貯蓄が一単位増えれば、親と子の両方の効用が増える。つまり遺産貯蓄は子に対して正の外部性を有するのである。これは親と子の2世代間での話であるが、3世

代以上にわたって利他的な遺産が累積する場合、同一の遺産から複数世代が効用を受けるという効果がより大きくなる。

予防貯蓄モデルは、上の両仮説の中間的な場合である。なぜなら、遺産貯蓄を行う親にとって、効用の一部は排他的な形をとり(老齢や病気に伴う支出増加)、効用の別の一部は非排他的な形をとる(最悪のシナリオを予防したとわかることによる心理的安心感)からである。予防貯蓄モデルの下では、親が生活に必要な最低レベル以上に貯蓄すると、遺産が増加する。したがって、親が用心深い人であるほど、予想遺産額は大きくなる。この遺産は、親が子のために残そうとして残すものではなく、自らの老後に備えておいたところ、意図せずに残ってしまったものである。すなわち、子に対して正の外部性をもつ貯蓄といえる。子にとっての正の外部性は、親にとっては、生きている間に消費できなかったという意味で、うべかりし消費コストを意味する。しかし、用心深い親の観点からすると、このコストは、不測の事態に備えることから事前に得られる効用によって正当化される。このように考えると、所得税から消費税への移行に伴って予防的貯蓄が増加すると、貯蓄の増加分のうち遺産として残る部分は、2世代に対して効用をもたらすものといえる。つまり、親は予防的貯蓄が増加することによって効用を得、子は遺産の増加により効用を得る。

さて、遺産貯蓄の増加が、一定の遺産動機仮説の下で、親と子の両世代に対して二重に効用をもたらすものであるとすると、次のことがいえる。伝統的な考え方では、遺産のもたらすこのような二重の効用は、全く無視されていた。しかし、この点について上述のように考えるならば、資源配分の側面では、消費税への移行はより大きな厚生の増大をもたらすことになる。所得分配の側面では、遺産貯蓄の大半は最も富裕な者に集中しているから、消費税への移行によって富裕層がより得をすることになる。

以上が、本論文の概要である。

#### IV. コメント

本論文は「遺産から効用を受けるのは誰か」という基本問題に踏み込んだものであり、読んでいてとても面白い。たしかに、同一の遺産から複数の人々が同時に効用を得るという事態は、日常感覚からしても、かなりもっともらしい。本論文は、この視点から、所得税から消費税への移行の評価に再考を迫っている。

ただし、効用という概念はかなり不確実な基礎にもとづく。だからこそ、所得概念の父祖サイモンズ教授は、効用に言及することなく、客観的かつ定量的に測定可能な概念として所得を定義したのであった(HENRY SIMONS, PERSONAL INCOME TAXATION, 42-50 (1938))。金子宏教授も、「心理的な何者か」としか表現しようのない効用概念によるのではなく、万人に共通の価値の単位である金銭によって所得を表現せざるをえないと論じた(金子宏, 所得概念の研究, 13頁(1995, 初出1969))。

効用概念を手がかりとして論を進めるのは、魅力的であると同時に、危うさを伴う。

たとえば本論文は、親が利他的遺産動機に基づいて子に遺産を残すとき、親子両方について効用が生じているという。第1は、遺産をもらってうれしいという子自体の効用であり、第2は、子が喜んでいることがうれしいという親自体の効用である。しかし、ここで想定されている親と子の効用なるものを定量化することは困難である。しかも、本論文が認めるように、人は必ずしも単一の動機のみにもとづいて遺産を残すわけではない。そうだとすると、遺産の増加によって誰にどれだけの効用が生ずるかは仮説によつて異なり、かつ、現実の世界においてどの仮説が妥当するかは不明であるということになる。

富の分配に占める遺産の大きな役割に鑑みるとき、本論文の問題提起は、ひとり消費税の設計にとどまらず、私たちの社会における財産権および人的資本の望ましい配分のあり方一般に波及する。本論文の議論をこの先どう展開すべきかは、効用概念の不確実さゆえにやや難しい問題を孕む。だが、それが検討に値する問題であることに疑いはない。

(増井良啓)